

秘密保持契約書

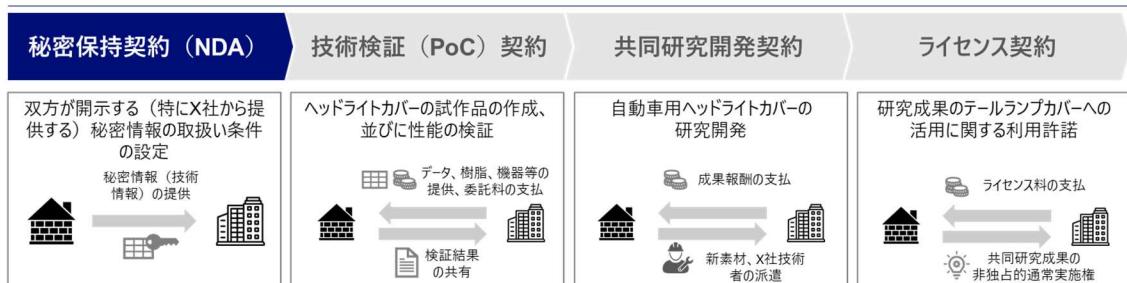
(新素材)

想定シーン

1. 大学発スタートアップ X 社は、樹脂に添加することで放熱性能を金属並みに引き上げができる新素材 α の開発に成功した。新素材 α は、特殊な表面処理がなされており、表面処理を調整することで様々な樹脂への添加が可能であることから、多種多様な用途に活用できる技術である。実際、多様な業種の企業が新素材 α に関心を示している。
2. そうした中、自動車部品メーカー Y 社が X 社に声を掛け、自動車の部材に関する共同研究開発を両社で行うことを検討するにあたり新素材 α の技術情報(非公開の物性値、表面処理に関する情報)を開示するよう求めた。
3. X 社が Y 社との取引で目指していることは、以下のとおりである。
 - ① 共同研究開発の対象は、Y 社のマーケットシェアが高いヘッドライトカバーに当該素材を用いることに関するものとしたい。
 - ② 共同研究開発フェーズへと進んだ場合には、当該事実を公表して自社の技術力の確かさを PR する材料にしたい。
 - ③ できれば早期(2か月以内)に PoC または共同研究開発フェーズに進みたい。
4. X 社の現状は、次のとおりである。
 - ① 法務や知財の知見に乏しく、専任の担当者もいない(外部の弁護士や弁理士任せとなっている。)。
 - ② コア技術(新素材 α そのものや新素材 α が添加された樹脂組成物をカバーする物の発明など。)は特許出願済みである。ただし、ヘッドライトカバー用などの特定の製品を対象とした用途特許の出願はしていない。

- ③ X 社は、新素材 α の製造方法、表面処理、一般的な樹脂への好適な添加量等に関するノウハウを所持している。但し、ノウハウは一部しか管理できておりず、多くは CEO の頭の中にある。
5. 以上の状況の下、X 社は Y 社に対し、新素材 α それ自体を Y 社に開示する（サンプルを提供する）ことはしないものの、秘密保持契約を締結した上で、新素材 α の技術情報を開示することとした。

本モデル契約書が対象とする、オープンイノベーションのプロセス



目次

■ 前文	4
■ 第 1 条 1 項(秘密情報の定義・開示の方法)	5
■ 第 1 条 2 項(秘密情報の定義・開示の方法)【オプション 1~3 共通】	11
■ 第 2 条(秘密保持)	12
■ 第 3 条(目的外使用の禁止)	15
■ 第 4 条(秘密情報の複製の取り扱い)	16
■ 第 5 条(リバースエンジニアリングの禁止)	16
■ 第 6 条(秘密情報の破棄または返還)	17
■ 第 7 条(技術検証(PoC)契約または共同研究開発契約の締結)	17
■ 第 8 条(損害賠償)	18
■ 第 9 条(差止め)	19
■ 第 10 条(期間)	19
■ 第 11 条(準拠法)	20
■ 第 12 条(裁判管轄)	20
■ 第 13 条(協議解決)	21
■ 後文	22
■ その他の追加オプション条項	23

■ 前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）とは、甲が開発した放熱特性を有する新素材 α を自動車用ヘッドライトカバーに用いた新製品の研究開発を甲乙共同で行うか否かを検討するに当たり（以下「本目的」という。）、甲または乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

＜ポイント＞

- ・ 本モデル契約の目的について規定している。
- ・ 事業に必須のコア技術が特許等により保護されていない限り、秘密保持契約が自社の技術・ノウハウを保護する数少ない手段となる。
- ・ その中でも、秘密保持契約においてどのように「目的」を特定するかは、開示先による秘密情報の使用の範囲を画する重要なポイントとなる。なぜなら、秘密保持契約において、秘密情報は定義された目的の範囲でのみ使用が認められるからである。
- ・ したがって、秘密保持契約では、目的を定めることが必須であり、上例のように「以下「本目的」という。」などと記載しておくことが望ましい。

＜解説＞

- ・ 秘密保持契約は、秘密情報の開示者と受領者で利害関係が大きく異なることが特徴である。本想定シーンにおいては、スタートアップが主として、情報の開示者であることから、スタートアップからすれば、事業会社による想定外の使用を防ぐために、秘密保持契約の目的（＝開示された情報の使用目的）を限定的に定めることが望ましい。
- ・ 他方、秘密情報を受領する事業会社からすれば、スタートアップから提供された秘密情報の使用の制約を少なくするために、目的を広く定めるという要請がある（本モデル契約は、専らスタートアップが秘密情報を開示する事案を前提に各条項を定めていることに留意されたい。）。
- ・ また、目的の記載の仕方が不十分であると、禁止したい使用形態を目的外として禁止できない場合があるので、注意が必要である。例えば、目的を「新素材 α を用いた放熱部材の研究開発について検討するに当たり」とだけ定めた場合、事業会社が受領した秘密情報を、事業会社で独自に計画する「新素材 α を用いた放熱部材の研究開発」に用いることも、契約上認められた使用目的の範囲内で

あると解釈されるおそれがあり、そうすると、かかる行為を禁止する(差し止める)ことはできない。

- ・かかる行為を禁止するためには、「新素材 α を用いた放熱部材について、スタートアップおよび事業会社が共同で研究開発することを実現できるかについて検討するにあたり」等の記載とすることが必要である。
- ・協業(アライアンス)に向けた協議を開始する段階では、協業の内容は明確でない場合も多いが、上記の点も考慮し、目的をできるだけ具体的に定めることが必要である。
- ・協議の開始前に自社の情報管理を徹底することも重要である。少なくとも、自社の情報を、①秘密保持契約を締結せずとも開示できる情報、②秘密保持契約の締結後に開示できる情報、③如何なる状況であっても開示しない情報といった程度には区分しておく必要がある。スタートアップのようにノウハウが競争力の源泉となる企業は特に、秘密保持契約自体はもちろん、交渉前の準備にも万全を期す事を心掛けたい。

【コラム】秘密情報管理の詳細や相談窓口等については以下も参照されたい。

- 知財を使った企業連携 4つのポイント
 - ✧ <https://ipbase.go.jp/public/point.pdf>
- 秘密情報の保護ハンドブックのてびき
 - ✧ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hbtebiki.pdf
- 秘密情報の保護ハンドブック
 - ✧ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
- 営業秘密・知財戦略相談窓口
 - ✧ <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html>

■ 第1条1項(秘密情報の定義・開示の方法)

第1条 本契約において「秘密情報」とは、・・・をいう。

〈ポイント〉

- ・秘密情報の定義に関する条項である。具体的な条項は、オプション1～3として後記する。

- ・ 秘密保持契約を締結するにあたり、まず最初に行うべきことは、背景となるビジネスの把握である。これによって、①専ら情報を開示することになるのか、②専ら情報を受領することになるのか、③両者が均等に情報を開示し合うことになるのかについておおよその理解を行う。後述するように、①ないし③のいずれであるかは、秘密情報の範囲をどう設定すべきかに大きく影響するからである。

<解説>

秘密情報の範囲設定の考え方

- ・ 秘密情報の定義においては、その広狭が問題となる。
- ・ 一般論としては、専ら開示する側(上記①のケース、本モデル契約のX社)にとっては秘密情報を広く定義することが望ましい(但し、広く定義することにもリスクがあることにつき、オプション1の解説参照。)。しかし、専ら受領する側となる相手方(上記②のケース、本モデル契約のY社)にとっては狭く定義することが望ましいため、結局、秘密情報の範囲は交渉で決するしかない。その際、秘匿すべき情報がどの程度管理できているかを考慮すべきである。
- ・ 専ら開示する側としては、対象情報が十分に管理されているのであれば、秘密性の明示を必要とする範囲設定(下記オプション2または3)も採用し得る。秘密情報の範囲が狭ければ、受領者の情報管理コスト(情報の分別や、情報に接触した従業員の名簿管理など。)が低減されるため、合意も得やすい。
- ・ 他方、自社の秘密管理体制が不十分(従業員の情報管理意識が低い、情報管理に関する社内規程が未整備など。)の場合、専ら開示する側としては、秘密情報に該当するために秘密性の明示を必要としない(つまり秘密情報の範囲が広い)オプション1を選択することを検討する必要がある。

【オプション1:秘密情報の範囲:無限定】

第1条 本契約において「秘密情報」とは、本目的のために、書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法および媒体を問わず、一方当事者（以下「開示者」という。）が相手方（以下「受領者」という。）に対して開示した一切の情報、本契約の存在・内容、甲乙間の協議・交渉の存在・内容およびこれらを含む記録媒体ならびに、素材、機器その他の有体物（別紙●●に定めるものを含むが、これに限られるものではない。）をいう。

<解説>

- ・ 「本目的のために開示した一切の情報等」=「秘密情報」として扱われるオプションである。
- ・ 開示者は、全ての情報が秘密情報となるので安心できるかと言えば、そうとも言い切れない。秘密情報を包括的に定義することには、一定のリスクも伴う。例えば、①保護の対象とされる情報の特定が不可能であるとして秘密保持契約の有効性を争われる、②いざ争いとなった場合に、当事者は秘密情報の範囲を実質的な秘密に限定したとの解釈が適用される可能性がある(=結果として、自社が秘密情報であると当然に解釈していた情報が、争いの場ではそのように解釈されない可能性がある。)などのリスクが発生する。
- ・ 受領者も、①口頭で伝えられた内容まで秘密情報として管理する必要が生じ、秘密管理コストが高くつく、②管理する情報が多く、例えば自社が元々独自に保有していた情報との区別が不明確になりやすい、③その結果、うっかり情報漏えい(本モデル契約に違反)してしまいかねない、などのリスクがある。
- ・ 秘密情報の範囲を無限定とする場合、開示者は、対象となる情報がいつ、誰に、どのような方法・状況で開示されたのかを立証ができるよう、過去のメールを一定期間保有する、会議において議事録をつける、引き渡した情報の管理台帳を整備するなど、従業員に対する情報管理への高い意識付けが必要となる。
- ・ なお、本想定シーンでは、X社からY社に対して新素材 α を開示することは想定していないが、うっかり開示してしまった場合に、それが秘密情報として保護されることを確保するため、秘密情報の例示として「素材」を記載している。
- ・ 実際に素材を提供する場合には、素材移転に特化した契約である素材移転契約書(MTA: Material Transfer Agreement)を別途締結するか、あるいは、秘密保持契約にその内容を追記すべきである。同契約書では、移転対象となる素材の特定、使用方法の指定、素材を提供すること(技術検証の実施を許諾すること)の対価のなどが定められる。

【コラム】秘密指定(秘密である旨を明示)の失念に注意

- ・ 秘密保持契約上のトラブルのうち、かなりの割合を占めるのが、「開示する際に、その情報に秘密指定をしなければならないという秘密保持契約になっているにもかかわらず、これをしなかったために秘密保持契約の対象とされない(相手方は守秘義務を負わない。)」というものである。秘密保持契約を締結すると安心して

情報を開示しがちであるが、秘密保持契約の中身を精査し、秘密情報を開示する際の手順・方法を確認すべきである。

- ・ 秘密指定する(秘密である旨を明示する)ためには、書面に「**秘**」、「Confidential」、「機密情報」との表記を設ければ足りる。ただし、対象物が書面ではなく有体物(サンプルなど)の場合には表記を忘れがちで、かつ、そのような表示を貼り付けても途中で脱落したりすることもあり得るので、細心の注意が必要である。
- ・ 秘密保持契約を結んだからといって安心するのではなく、同契約に基づき、秘密保情報がきちんと保護されるように、運用を徹底する必要があるのである。

【コラム】秘密保持契約を締結しても開示してはならない情報がある

- ・ 自社事業の優位性を損なうようなノウハウなどの技術情報等のうち門外不出の情報と整理したものについては、秘密保持契約の締結後であってもうつかり開示してしまわないよう注意が必要である。そのためにも、門外不出の情報は、社内においてもアクセスできる者を一定の範囲に限定するなどの措置を講じ、適切に管理しておきたい。
- ・ 情報管理の厳格化と事業の効率性とは通常はトレードオフの関係にある。しかし、万一、秘密情報が漏えいした場合に事業が立ち行かなくなるほどのダメージが見込まれるという場合ならば、情報管理に手間とコストをかけることについて選択の余地はない。

【コラム】秘密情報を開示したか否かも争いになりうる

- ・ 「秘密保持義務違反を主張したところ、相手方から、そのような情報は受領した覚えがない」といわれてしまうケースも散見される。
- ・ このようなことを防ぐために、対象となる情報がいつ、(相手方の)誰に、どのような方法・状況で開示されたのかを後に立証ができるような情報管理を心がける必要がある。

【コラム】秘密保持契約の存在等を秘密情報に含めるか否か

- ・ オプション1では「本契約の存在および内容、甲乙間の協議・交渉の存在およびその内容」を秘密情報に含めている。秘密保持契約を締結したに過ぎない時点

では、まだ両社の取り組みを公開したくない（秘密裏に事を進めたい）という意向が事業会社から示されることは珍しくなく、それに応えるものである。

- しかし、そうすると、スタートアップとしては、誰とどのようなビジネスをしようとしているかなどの事情をVCなどの投資家に対して報告ができなくなったり、ピッチなどでも将来展望を発表できなくなるなど資金調達に支障を来すおそれも生じる。このような不自由が生じるとスタートアップの事業成長の可能性を閉ざすことにもなりかねない。また、オープンイノベーションを志向する事業会社としてもパートナー企業が衰退して事業がとん挫することは望むところではない。
- そこで、本モデル契約2条6項のように、両社で共同研究開発の検討を開始した事実だけは開示できるようにしておくなど、何らかの措置を講じておくことも検討に値する。

【コラム】秘密保持契約の締結前に開示した情報を秘密情報に含める方法

- 秘密情報は、秘密保持契約を締結してから相手方に開示するのが大原則であり、これを徹底する必要がある。
- 万一、秘密保持契約を締結する前に情報を開示してしまった場合（秘密保持契約の締結が遅れた場合）の対処法としては、秘密情報の定義に「本契約の締結の前後を問わず」との文言を加えることが考えられる。そうすれば、本モデル契約締結前に開示された情報も秘密情報となる。
- しかし、そうであっても、本モデル契約締結前に開示された秘密情報についての守秘義務が発生するのは秘密保持契約の締結日からである（それ以前の漏えい等についての責任は問えない。）。本モデル契約締結前から守秘義務まで発生させるためには、双方合意の上で、秘密保持契約の効力発生日を当該情報を開示した日にまで遡及させる旨の条項を設ける必要がある。

【オプション2：秘密情報の範囲：要秘密指定（口頭開示の事後指定無し）】

第1条 本契約において「秘密情報」とは、本目的のために、書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法および媒体を問わず、一方当事者（以下「開示者」という。）が相手方（以下「受領者」という。）に対して、秘密である旨を明示して開示した情報および当該情報を含む記録媒体、ならびに、素材、機器およびその他有体物をいう。

＜解説＞

- ・ 本条(オプション 2)では、開示した情報が秘密情報として保護されるためには、開示者が開示する際に秘密である旨を明示(秘密指定)することが必要となる。開示者が当該情報を秘密として認識しているということについて客観的な表示がされる必要があり、一般的になされる秘密指定の方法としては、「秘」や「Confidential」などの表記が挙げられる。
- ・ 本条のような秘密指定を要する条項を利用する場合、秘密指定を失念するリスクがあることに注意する必要がある。例えば、「開示したサンプルデータに秘密指定することを失念して、サンプルを関連子会社に渡され、目的外利用されてしまう」などのトラブルが発生する可能性がある。
- ・ このようなトラブルを回避するために、オプション 1 と 2 を混合したバージョンとして、以下のような規定も有用である。
 - サンプルなどの有体物は、秘密指定の有無に関係なく、「秘密情報」に含める。
 - 仕様書等の重要な書面についても、秘密指定の有無に関係なく、「秘密情報」に含める。
 - その他の情報については、秘密指定された場合のみ「秘密情報」とする。
- ・ また、本条では、秘密指定を書面で行う必要はないため、口頭で「これは秘密情報である」と受領者に伝えることでも秘密指定をすることができる。
- ・ しかし、開示者がそのことを立証できないため(開示時にわざわざ録音などすることは通常は考えにくい。)、結果として秘密情報として保護されないリスクが残る。また、受領者としても、秘密情報の範囲が不明確となり管理が難しくなる。
- ・ そこで、後に示すオプション 3 のように、口頭開示の場合には、開示後に当該情報が秘密情報であることを所定の期間内に書面で通知することを秘密指定の条件とすることも考えられる。

【オプション 3:秘密情報の範囲:要秘密指定(口頭開示の事後指定有り)】

第 1 条 本契約において「秘密情報」とは、本目的のために、書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法および媒体を問わず、一方当事者（以下「開示者」という。）が相手方（以下「受領者」という。）に対して開示した情報および当該情報を含む記録媒体、ならびに、素材、機器その他の有体物のうち、書面または電磁的記録（以下「書面等」という。）により開示する場合には、当該書面等上に秘密である旨を明示し、口頭その他無形の方法により開示する

場合には、開示の時から 14 日以内に書面等により当該情報の概要、開示者、開示日時を特定した上で秘密である旨通知したものをいう。

＜解説＞

- ・ 前述したように、秘密情報の開示の際には、「秘密である旨を明示」(秘密指定)することが要求されるケースが多い。しかし、口頭で開示した場合、そのことを事後的に立証することは困難である。
- ・ そこで、本条(オプション 3)のように、口頭による開示の場合は追って書面等で秘密である旨を通知するという手続を要求することが考えられる。
- ・ しかし、この手続すらも往々にして忘れやすいため、注意が必要である。相手方と会議等によるコミュニケーションをした場合は、どのような情報を開示したかを含む議事録を作成することを習慣化し、本条に沿った措置を習慣化することが望ましい。
- ・ なお、本条では、会議等で口頭で開示された情報はいずれも事後的に秘密情報として指定されてしまう可能性があるため、相手方との会議等の内容全体が一定期間、原則として外部に開示できないという弊害があるが、その期間は限定されているため(ここでは 14 日以内)、実務に大きな支障はないと思われる。
- ・ 上記弊害を緩和するため、口頭で開示した情報を秘密情報とするための条件として、開示時に秘密である旨を述べることを追加することも考えられる。もっとも、開示時に秘密である旨を述べたことを事後的に立証することが困難であることは、オプション 2 で解説したのと同様である。

■ 第 1 条 2 項(秘密情報の定義・開示の方法)【オプション 1～3 共通】

- 2 前項の定めにかかわらず、受領者が書面または電磁的記録（以下「書面等」という。）によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とする。
 - ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
 - ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得しましたは創出した情報
 - ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
 - ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

<ポイント>

- ・ オプション 1～3 いずれの条文においても、第 2 項において秘密情報の対象外とする情報を規定している。
- ・ 書面等(書面または電磁的記録)は、1 条 1 項でオプション 3 を選択しない限り未定義なので、本項で定義している。

<解説>

- ・ 秘密保持契約締結前に既に自社が保有していた情報が「①開示を受けたときに既に保有していた情報」であることを証明できるようにしておくことが重要である。その点について証明ができないと、契約締結後においてどの技術がどちらのものかについて争い(技術のコンタミネーション)が発生するリスクがある。
- ・ かかるリスクを回避するため、契約締結前に自社が保有していた秘密情報のうち重要なもののだけでも秘密保持契約において(別紙●●に列記するなどして)明確に特定しておくことが考えられる。これにより、自社の重要な情報を確実に秘密情報として特定できる。秘密情報を特定する際には、弁理士に対して、特許請求の範囲を記載する要領で別紙●●の作成を依頼することも考えられよう。
- ・ 秘密情報が特許出願に馴染むものであれば、契約締結以前に特許出願を済ませておくことも考えられる。特許出願によっても、当該情報が「①開示を受けたときに既に保有していた情報」であることを明確に証明できるからである。
- ・ 他方、特許出願に馴染まない秘密情報(例えば、特許権を侵害されてもそれを認知することが困難な(つまり、侵害検出性がない)ソフトウェアや工場内で用いられる加工に関するデータ。)については、公証制度(電子公証制度を含む。)等を利用して、契約締結前に当該情報が自社に存在したことを記録化しておくことが考えられる。
- ・ 万一、「①開示を受けときに既に保有していた」のだがそのことの立証が難しい情報を受け領した場合には、なるべく速やかに相手方に対して、当方はすでに当該情報を保有していた旨を伝え、秘密保持契約の例外として扱うことの合意を得る必要がある。時間が経過すればするほど、「①開示を受けときに既に保有していた情報」であることの立証が難しくなるからである。

■ 第 2 条(秘密保持)

第 2 条 受領者は、善良なる管理者が払うべき注意義務をもって秘密情報を管

理し、その秘密を保持するものとし、開示者の事前の書面による承諾を得ずには第三者に対して開示または漏えいしてはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、受領者は、秘密情報を、本目的のために必要な範囲のみにおいて、受領者の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示できる。
- 3 受領者は、前項に定める開示に際して、役員等に対し、秘密情報の漏えい、滅失、毀損の防止等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行い、その在職中および退職後も本契約に定める秘密保持義務を負わせる。役員等による秘密情報の開示、漏えい、本目的以外の目的での使用については、当該役員等が所属する受領者による秘密情報の開示、漏えい、本目的以外の目的での使用とみなす。
- 4 受領者は、次項に定める場合を除き、秘密情報を第三者に開示する場合には、開示者の事前の書面による承諾を得なければならない。この場合、受領者は、当該第三者に対して本契約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。
- 5 前各項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、秘密情報を開示することができる。（ただし、1号または2号に該当する場合には可能な限り事前に開示者に通知する。）また、受領者は、かかる開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示者に対して通知する。
 - ① 法令の定めに基づき開示すべき場合
 - ② 裁判所の命令、監督官公序またはその他法令・規則の定めに基づく開示の要求がある場合
 - ③ 受領者が、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合
- 6 本条第1項ないし第3項の定めにかかわらず、甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、以下の事実を第三者に公表することができる。
甲乙間で、甲が開発した放熱特性を有する新素材 α を用いた共同研究開発の検討が開始された事実

＜ポイント＞

- ・ 開示者から提供を受けた秘密情報の管理方法と開示できる対象に関する条項である。

<解説>

Need to know 原則

- ・ 本条において実現しようとしている重要な点の1つは、いわゆる Need to know 原則である。
- ・ 秘密保持契約においては、(i)開示者が特定された目的のために秘密情報を開示し(前文および1条)、(ii)受領者は当該目的遂行のために必要な範囲でのみ当該秘密情報を社内関係者に共有し(本条2項)、(iii)受領者は当該目的以外には秘密情報を利用しない(3条)、という点が重要となる。Need to know 原則は、このうち、(ii)に関するものである。
- ・ この Need to know 原則が契約文言に反映されていないと、秘密情報が受領者たる会社内に不必要に広まり、受領者の会社の規模が大きくなればなるほど、情報の目的外利用や流出のリスクが高まることとなる。契約交渉の過程でこの Need to know 原則を反映する文言が削除されていないかは、慎重に確認する必要がある。
- ・ 本条では、開示の対象を、「本目的のために必要な範囲[の]受領者の役員および従業員」としているが、この記載の場合、業務委託として業務を遂行している者は(従業員と同様の業務を行っていたとしても)開示の対象に含まれない点には留意が必要である。そのような業務受託者にも受領した情報を共有する必要がある場合は、本条2項の記載を修正し、開示できる範囲に業務受託者を含めるか、あるいは、開示の対象に当該業務受託者を含めることについて、開示者から承諾を得る必要がある。
- ・ なお、秘密保持義務が課された受領者が、当該義務に違反して秘密情報を第三者に開示したり目的外使用した場合であっても、当該義務違反を立証することは困難なケースが多い。
- ・ そこで、(非常に大事な点なので、繰り返し述べるが)、一般に、秘密保持契約を締結した相手方に対してであっても、他社に知られ模倣された場合に自社のコアコンピタンスが揺らぐような本当に重要な情報は、そもそも開示してはならない(門外不出)。開示を要求されたとしても拒否する覚悟が必要である。

共同開発を検討開始した事実の公表

- ・ スタートアップにとって重要なのが本条第 6 項である。スタートアップにとって、事業会社との協業の検討開始の事実は、投資家やユーザーに対する効果的な PR 材料になる場合が多く、かかる事実の公表を望むケースが多い。
- ・ しかし、本条第 6 項のような規定がない場合、秘密情報の定義によっては、かかる事実の第三者への公表が守秘義務違反となるか否かが曖昧となり、その結果スタートアップが公表に踏み切れないケースや、事業会社に事前に許可を求めたものの社内決裁等に時間を要したため発表すべきタイミングに発表できないケースが散見される。
- ・ そこで、本モデル契約では、共同研究開発の検討開始の事実は公表しても問題ないと双方が合意したと想定し、当該公表を積極的に認める旨の規定を設け、かかる弊害を回避している。

■ 第 3 条(目的外使用の禁止)

第 3 条 受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本目的以外のために使用してはならない。

<ポイント>

- ・ 秘密情報の使用範囲を前文に定めた目的に限定する条項で、秘密保持契約では絶対に欠くことのできない主要な条文のひとつである。

<解説>

- ・ 例えば、本想定シーンにおいて、事業会社が、スタートアップから(共同研究開発の検討のために)受領した秘密情報を流用して、新素材 α を用いたヘッドライトカバーの自社単独開発を行うことや、ヘッドライトカバーではない部品の開発のために利用することは、本条により禁止される。
- ・ 上記のような秘密情報の内部流用行為は、情報の外部提供行為(開示行為)には該当しないため、秘密保持義務(第 2 条)のみでは禁止できない。そこで、秘密保持契約では、目的外使用の禁止義務を設けることが通例となっている。
- ・ 専ら開示する側としては、①秘密保持契約に目的外使用の禁止義務を定めた条項が存在することおよび②その「目的」がビジネスと整合する(最小限の)内容となっていることを確認すべきである。
- ・ ただし、社内で目的外使用(例えば、ヘッドライトカバー以外の部品を研究開発する部署に秘密情報を流用。)された場合に、その事実を捕捉して立証することは

困難である。そのため、目的外使用の禁止義務を課したとしても、目的外使用をされてしまうと多大なる損害が生じうる情報については開示を控えるべきである。

■ 第4条(秘密情報の複製の取り扱い)

第4条 受領者が、本目的のために必要な範囲において秘密情報を複製（書面、電磁的記録媒体、光学記録媒体およびフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む。）する場合には、複製により生じた情報も秘密情報に含まれる。

＜ポイント＞

- ・ 秘密情報が複製されることも想定し、その複製された情報も秘密情報の対象とすることを確認した条文である。

【変更オプション条項:厳格な複製条件】

第4条 受領者は、開示者の事前の書面による承諾がある場合に限り、本目的のために必要な範囲において秘密情報を複製（書面、電磁的記録媒体、光学記録媒体およびフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む。）することができる。複製により生じた情報も秘密情報に含まれる。

- ・ 提供する秘密情報に極めて重要な情報が含まれると判断する場合、本オプション条項のように、事前に承諾を必要とする条文が適用される場面もあり得る。

■ 第5条(リバースエンジニアリングの禁止)

第5条 受領者は、秘密情報について、開示者の事前の書面等による承諾なく、秘密情報の組成または構造の分析、解析その他類似の行為を行ってはならない。

＜ポイント＞

- ・ 秘密情報の受領者が、開示者の知らないところでその組成や構造の分析等(リバースエンジニアリング)をすることを禁ずる条文である。

＜解説＞

- ・ 本想定シーンでは、X社がY社に対して、新素材 α を開示(サンプルを提供)することは想定されていない。しかし、うっかり開示・提供してしまう可能性もあることを踏まえ、そのような場合であっても、リバースエンジニアリングがなされないように、本条を設けている。

- ・ ただし、実際にはそのような分析行為が行われたかどうかを特定することは困難であるため、分析行為が行われ模倣されてしまうと自社の事業が立ち行かなくなるといった場合には、たとえサンプルであっても提供すべきではない。

■ 第6条(秘密情報の破棄または返還)

第6条 受領者は、本契約の有効期間中であるか終了後であるかを問わず、開示者からの書面による請求があった場合、開示者の指示に従い、自らの選択および費用負担により、受領者または受領者から開示を受けた第三者が保持する秘密情報を速やかに破棄または返還する。

- 2 受領者は、開示者が秘密情報の廃棄を要請した場合には、速やかに秘密情報が化体した媒体を廃棄し、開示者の指示に従い、当該廃棄にかかる受領者の義務が履行されたことを証明する書面を提出する。

<ポイント>

- ・ 受領した秘密情報の返還義務等を定めた条項である。契約終了前であっても、開示者の請求で返還義務等が発生することとしている。

■ 第7条(技術検証(PoC)契約または共同研究開発契約の締結)

第7条 甲および乙は、本契約締結後、技術検証 (PoC) または研究開発段階への移行および技術検証 (PoC) 契約または共同研究開発契約の締結に向けて最大限努力し、乙は、本契約締結日から2か月（以下「通知期限」という。）を目途に、甲に対して、技術検証 (PoC) 契約または共同研究開発契約を締結するか否かを通知する。ただし、正当な理由がある場合には、甲乙協議の上、通知期限を延長することができる。

<ポイント>

- ・ 技術検証 (PoC) または共同研究開発段階への移行についての規定である。

<解説>

- ・ 秘密保持契約を締結したものの、その後音沙汰がなく、スタートアップが他の競合企業との協業を検討する機会を逸してしまった場面も少なくないが、次回資金調達までの短期間の中で実績作りや資金繰りを成し遂げなければいけないスタートアップとしては致命傷になりかねない。そこで、当事者に技術検証 (PoC) 契約または共同研究開発契約締結の努力義務を課している。

- ・ また、次のステップに進むかどうか未確定なままで時間が経過することを避けるため、事業会社に対し一定期間内に技術検証(PoC)契約または共同研究開発契約を締結するか否かの通知義務を課している。ただし、検討に要する時間は案件や状況に応じて異なり、適切な期間を契約締結時に定めることは困難であることもあるため、通知期限は目安とした上で、正当な理由があれば協議の上、同期限の延長を可能とした。

■ 第8条(損害賠償)

第8条 甲および乙は、本契約に違反して相手方に損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を与えたときは、相手方に対して当該損害を賠償する責任を負う。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約に不履行があった場合の損害賠償責任について規定するものである。
- ・ 専ら情報を開示する側(本想定シーンのX社)としては、事業に必須のコア技術が特許等により保全されていない限り、本モデル契約が自社の技術・ノウハウを保全する唯一の手段であるため、相手方が本モデル契約に違反した場合の制裁を定めた本条は重要である。

<解説>

- ・ 秘密情報の漏えい等の秘密保持義務違反により損害が実際に生じたことの立証は困難であるため、漏えいに対する抑止効果を高める目的で、以下の変更オプション条項のように、違約金や損害賠償額の予定について定めることもあり得る。

【変更オプション条項:違約金】

第8条 本契約に違反した当事者は、相手方に違約金として1000万円を支払う。ただし、相手方に生じた損害が本違約金額を上回る場合には、その超えた部分についても賠償する。

<解説>

- ・ 秘密保持義務違反による損害の立証は困難であり、かつ、秘密情報の価値について当事者間で認識が合致しておらず、その結果、漏えい時の損害の規模感についての認識も合致していないことが少なくない。
- ・ そこで、損害賠償責任の範囲・金額・請求期間について予め定めておくことが考えられる。本条では、1000万円を違約金として設定している。開示する情報の重要度に照らし、義務違反に対する抑止力となるような金額を設定することが肝要である。

■ 第9条(差止め)

第9条 甲および乙は、相手方が、本契約に違反した場合は違反するおそれがある場合には、相手方に対し、その差止め、損害の予防および信用回復措置を請求することができる。

<ポイント>

- ・ 相手方が本モデル契約に違反した際に、差止め等を請求することを定める条項である。状況によっては、差止め等の仮処分を申立てることも考えられよう。

■ 第10条(期間)

第10条 本契約の有効期間は、本契約の締結日より1年間とする。ただし、本契約の終了後においても、本契約の有効期間中に開示された秘密情報については、本契約の終了日から3年間、本契約の規定（本条本文を除く。）が有効に適用される。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的条項である。

<解説>

- ・ 契約期間のみならず、契約期間終了後に、どの程度の期間秘密保持義務を負担するかについても注意が必要である。契約期間が3ヶ月など短く設定されても、残存条項により10年など契約終了後も長期間に亘って秘密保持義務を負うケースもある。
- ・ 残存条項の期間は、厳しい交渉が行われる項目のひとつである。期間は2~3年とすることが多いが、ビジネスおよび開示される情報の性質（特に、対象となる

秘密情報が陳腐化する期間。)により調整が必要である。製品のコアとなる技術情報などは比較的長期の保護が必要となろう。

■ 第 11 条(準拠法)

第 11 条 本契約に関する紛争については、日本国法を準拠法とする。

<ポイント>

- クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めるものである。

■ 第 12 条(裁判管轄)

第 12 条 本契約に関する紛争については、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- 紛争解決手段に関して、裁判手続きで解決することを前提に、その際の裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きを前提に裁判管轄を定める他、下記変更オプションのように調停や仲裁によるとする場合がある。

【変更オプション条項 1:知財調停】

第 12 条 本契約に関する知的財産権についての紛争については、まず〔東京・大阪〕地方裁判所における知財調停の申立てをしなければならない。

- 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 第 1 項に定める紛争を除く本契約に関する紛争については、第 1 項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<ポイント>

- 紛争解決手続きとしてまずは知財調停を申し立てることを定める条項である。

<解説>

- 話し合いによる紛争解決を目指す場合、東京地方裁判所および大阪地方裁判所において創設された知財調停を利用することが考えられる。

- ・ 「知財調停」は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争を取り扱う制度であり、仲裁手続き同様、非公開・迅速などのメリットがあるだけでなく、専門的知見を有する調停委員会の助言や見解に基づく解決を行うことができ、当事者間の交渉の進展・円滑化を図ることができるというメリットがある。
- ・ 運用面では、原則として、3回程度の期日内で調停委員会の見解を口頭で開示することにより、迅速な紛争解決の実現を目指すとされており、迅速に解決でき、コストや負担を軽減できる可能性がある。
- ・ 知財調停を利用するためには、東京地方裁判所または大阪地方裁判所いずれかを、合意により調停事件の管轄裁判所とする必要がある。
- ・ 知財調停は、当事者双方が話し合いによる解決を図る制度であるため、当事者が合意できず調停不成立となった場合は、裁判等により別途紛争解決が図されることとなる。

【変更オプション条項 2:仲裁】

第 12 条 本契約に関する一切の紛争については、（仲裁機関名）の仲裁規則に従って、（都市名）において仲裁により終局的に解決されるものとする。

<ポイント>

- ・ 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

<解説>

- ・ 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットがあり、さらに、調停と異なり終局的な判断を得ることができることから、紛争解決手段として、仲裁を選択することも考えられる。もっとも、迅速な手続きであることの反面として、仲裁は裁判のように上訴ができない（一発勝負である）点には留意が必要である。
- ・ 本条では、仲裁地、仲裁手続きが準拠する規則を定めている。この他、仲裁人の人数やその決め方等について定めることも考えられる。

■ 第 13 条(協議解決)

第 13 条 本契約に定めのない事項または本契約について疑義が生じた場合については、協議の上解決する。

<ポイント>

- ・ 紛争発生時の一般的な協議解決の条項である。

■ 後文

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。但し、本契約を電子契約により締結する場合には、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

<ポイント>

- ・ 契約書の作成通数(原本の数)や調印方法について定める条項である。
- ・ 電子契約により締結する場合を但書で定めている。

年　　月　　日

甲

乙

■ その他の追加オプション条項

【追加オプション条項:立入検査条項】

第●条 甲および乙は、相手方が本契約に違反していることが合理的に疑われる場合、秘密情報の管理の状況等を確認するため、相手方に対し、検査内容および日程を書面により事前に通知の上、合理的な範囲において相当な方法により対象となる施設に立入り、検査を行うことができ、相手方はこれに合理的な範囲内で協力する。

<解説>

- ・ 本モデル契約に違反していることが合理的に疑われる場合に、秘密情報の管理の状況等を確認するため、上記のような立入条項を設ける場合もある。

【追加オプション条項:知的財産権の帰属条項】

第●条 秘密情報に関する特許権、実用新案権、回路配列利用権、意匠権、著作権、商標権等の知的財産権（以下総称して「本知的財産権」という。）は、すべて甲に帰属する。

<解説>

- ・ 秘密保持契約の段階で知的財産権の帰属条項を入れるかどうかについてはケースによって判断が分かれるところである。
- ・ 今後、どのような協業を行うことができそうかまずは相談をしたい、といった軽い目的で秘密保持契約が締結される場合、知的財産権の帰属条項を入れないことで余計な交渉を減らし、スピードを重視するという考え方もある。
- ・ 他方、そのような目的であったとしても、相手方の検討のために極めて重要な（コアとなる）情報の開示が要求される場合は、知的財産権を保全確保するため、帰属条項を設けることも考えられる。本件想定シーンでは、スタートアップが開発した素材の技術情報を事業会社に開示して検討を進めており、万が一知財が生じた場合、それはスタートアップが開示した情報に依拠するところが大きいと考えられるため、本条では、全てスタートアップに帰属すると規定している。
- ・ もっとも、秘密保持契約締結のフェーズで新たな知的財産権が生じるケースは少なく、また技術検証（PoC）や共同研究開発のフェーズに移行した際にいかなる知的財産権が生じうるのか、また、知的財産権の帰属以外の諸条件をいかに定め

るかの見通しを立てることが困難なケースも多いため、秘密保持契約において、新たに生じる知的財産権の帰属について定めるケースは多くはない。